

1 計画策定の目的

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域においてその有する能力に応じて安心して自立した日常生活を送るためには、中長期的な視点に立ち、「医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援」が包括的に確保される地域包括ケアの取組を加速する必要があることから、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画と老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画の一体的な計画とし、「青森市地域福祉計画-地域支え合いプラン-」等との整合を図り、「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第7期計画」を策定します。

2 計画期間

計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

3 現状と課題、計画の基本方向

現状

高齢者を取り巻く環境

- ①高齢化の進展
【高齢化率】H27年：28.5%⇒H32年（見込）：31.8%
- ②全国平均よりも低い平均寿命・健康寿命
【平均寿命（H22）】全国（男）：79.59歳、青森市（男）：76.50歳
全国（女）：86.35歳、青森市（女）：85.20歳
【健康寿命（H25）】全国（男）：78.72歳、青森市（男）：76.98歳
全国（女）：83.37歳、青森市（女）：82.27歳
- ③要介護等認定者数の増加
H26年度：15,723人⇒H29年度（8月現在）：16,759人
- ④全国平均よりも高い要介護等認定率
全 国 H26年度：17.9%⇒H28年度：18.0%
青森県 H26年度：19.0%⇒H28年度：18.5%
青森市 H26年度：19.4%⇒H28年度：19.3%
- ⑤認知症高齢者の増加
H27年度：9,369人⇒H28年度：9,648人

アンケート調査・第6期のフォローアップ

- ⑥介護リスク該当者の増加
- ⑦自宅での介護希望者の増加
- ⑧地域活動（ボランティアグループ）への参加率の減少
- ⑨地域福祉に対する満足度が低い
- ⑩認知症リスク該当者の増加
- ⑪消費者トラブル等の被害に遭わないように気をつけている市民の割合が目標値を下回っている
- ⑫要介護者の在宅生活を継続していくためには、複数のサービスを一体的に提供することが必要など

法改正等

- ⑬地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定
（平成29年6月公布）
・自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護連携の推進 など
- ⑭成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定
（平成28年4月公布）
・利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 など

課題

- (1) 高齢者の健康づくり（現状②）
高齢者がいきいきと自立した日常生活を送ることができるよう、心身の機能の維持向上につながる健康づくりを推進する必要があります。
- (2) 介護予防の推進と生活支援の充実（現状④⑧）
高齢者がボランティア等の社会活動への積極的な参加などにより、住み慣れた地域で生きがいや役割をもって暮らすことができるよう、介護予防の推進や生活支援の充実を図る必要があります。
- (3) 地域包括ケアシステムの推進（現状⑨）
高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域福祉と連携しながら日常生活圏域ごとの実情に応じ、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを推進する必要があります。
- (4) 認知症施策の推進（現状⑩）
認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き、認知症高齢者やその家族を地域で支える体制づくりを推進する必要があります。
- (5) 権利擁護の推進と高齢者虐待の防止（現状⑪）
成年後見制度の充実や利用支援などにより、高齢者の権利擁護を推進する必要があります。また、高齢者の虐待防止については、引き続き、家族や地域の関係者などと連携しながら、高齢者虐待の早期発見、早期対応に取り組む必要があります。
- (6) 高齢者の安全・安心の確保（現状⑫）
高齢者が安全で安心して暮らすことができるよう、高齢者への地域での見守りや、交通安全活動の推進、消費者被害の防止、災害時等における支援に取り組む必要があります。
- (7) 介護サービスの充実（現状⑬）
利用者の意向やニーズに即した質の高いサービスが提供される環境づくりを進める必要があります。また、複数のサービスを一体的に提供できる地域密着型サービスの整備を進める必要があります。

基本視点

地域包括ケアの取組の加速

基本方向

- 健康づくりと介護予防の強化
住み慣れた地域において、高齢者ができるだけ健康を保ち、元気にいきいきと暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸に向けた取組を強力に推進するとともに、介護予防・重度化防止の推進や生活支援の充実を図ります。
また、高齢者が元気で生きがいのある暮らしを送ることができるよう、高齢者の社会活動への参加を支援します。
- 保健・医療・福祉が一体となった地域包括ケアシステム構築の加速と地域福祉の推進
各日常生活圏域の実情に応じ、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保されるよう、医療や介護等の関係機関との連携により地域包括ケアシステムの構築を加速させるとともに、地域支え合い推進員の配置や地域で支え合う意識づくりなどにより地域福祉を推進し、地域の介護予防や生活支援の充実に向けた取組を進めます。
また、認知症施策を推進し、認知症高齢者やその家族を地域で支える体制づくりの充実を図ります。
- 尊厳が守られる暮らしの実現
介護が必要な状態となっても、その人らしい暮らしを自分の意思で送ることができるよう、高齢者の権利や生活を守る権利擁護を推進するとともに、高齢者の尊厳を守るため、家族や地域の関係者などと連携した高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。
- 安全・安心な暮らしの実現
高齢者が住み慣れた地域において、安全で安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携のもと、高齢者への地域での見守りや、交通安全活動の推進、消費者被害の防止のほか、災害時等における支援の取組を進めます。
- 介護サービスの充実
利用者の意向やニーズに即した質の高いサービスと提供体制を確保するとともに、住み慣れた地域での生活を支えるため、複数のサービスを一体的に受けられるよう、地域密着型サービスの整備を進めます。

4 日常生活圏域の設定

各日常生活圏域におけるこれまでの地域包括ケア体制の構築状況や地域住民への影響等を踏まえ、現行どおり11圏域とします。

※現行の日常生活圏域：1 おきだて、2 すずかけ、3 中央、4 東青森、5 南、6 東部、7 おおの、8 寿永、9 のぎわ、10 みちのく、11 浪岡

5 施策の構成

基本視点	基本方向（章）	施策（節）	主な取組
地域包括ケアの取組の加速	1 健康づくりと介護予防の強化	第1節 健康寿命の延伸	1 市民総ぐるみの健康づくり運動の推進 2 身体活動・運動習慣づくりの推進 3 栄養・食生活の改善意識の向上 4 こころの健康づくりの充実
		第2節 介護予防・重度化防止の推進	1 住民主体の介護予防活動の推進 2 多様な介護予防の場の提供 3 重度化防止の推進
		第3節 自立した日常生活の支援	1 外出手段の確保 2 生きがいづくりの充実 3 高齢者の就業促進 4 多様な生活支援サービスの提供
	2 保健・医療・福祉が一体となった地域包括ケアシステム構築の加速と地域福祉の推進	第1節 医療・介護連携の推進	1 地域住民への普及・啓発 2 医療・介護関係者の連携促進 3 医療・介護が連携したサービスの充実
		第2節 認知症施策の推進	1 認知症に係る知識の普及・啓発 2 認知症の早期発見・早期対応 3 支援体制の強化
		第3節 地域包括支援センターの機能の充実	1 機能の強化 2 役割分担・連携強化 3 効果的な運営の継続 4 地域ケア会議の推進
		第4節 地域支え合いの推進	1 地域で支え合う意識づくり 2 支え合い活動の推進
	3 尊厳が守られる暮らしの実現	第1節 権利擁護の推進	1 権利擁護意識の高揚 2 成年後見制度の利用促進 3 市民後見人支援体制等の強化
		第2節 虐待防止対策の強化	1 高齢者虐待防止の普及・啓発 2 高齢者虐待の早期発見・早期対応
	4 安全・安心な暮らしの実現	第1節 見守り体制の充実	1 日常的な見守り体制の強化 2 行方不明高齢者の早期発見
		第2節 住まいの充実	1 住宅改修等による居住環境の充実 2 高齢者に適した住まいの確保
		第3節 災害時等支援の充実	1 災害時等における地域福祉活動の充実
		第4節 交通安全活動の推進	1 交通安全意識の啓発 2 交通安全教育の推進
		第5節 消費生活相談の充実	1 消費者被害に関する知識の普及・啓発 2 消費生活相談機能の充実
	5 介護サービスの充実	第1節 施設・居住系サービスの整備	1 施設・居住系サービスの整備 2 在宅サービスの充実
		第2節 サービス提供体制の確保	1 介護給付の適正化の推進 2 効果的な指導監督 3 介護サービスの質の確保 4 介護従事者の確保及び資質向上の促進
		第3節 介護保険料収納率の向上	1 介護保険料収納率の向上

重点事項

6 介護保険サービスの事業費及び介護保険料等

- 1 介護保険事業の現状
- 2 前計画期間の介護保険事業の運営状況
- 3 サービスの見込量
- 4 介護保険制度の円滑な運営